

中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊 2 再生計画策定支援実施要領 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
2. 再生支援（第二次対応） (略) (3) 個別支援チームの編成 ① 再生支援の開始を決定した場合には、統括責任者は、統括責任者や統括責任者補佐の他、原則として外部専門家から構成される個別支援チームを編成し、再生支援を行う。 なお、個別支援チームに含める外部専門家には、原則として公認会計士又は税理士を含めることとし、債権放棄等の要請を含む再生計画の策定を支援することが見込まれる場合には、弁護士及び公認会計士を含めることとする。 ② 統括責任者は、原則として、統括責任者補佐の出向元が主要債権者となる再生支援を行う場合、統括責任者補佐が相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該統括責任者補佐を個別支援チームの一員として参画させてはならない。ただし、当該統括責任者補佐を参画させないことにより当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、統括責任者は相談企業及び対象債権者等の承諾を得て、当該統括責任者補佐を個別支援チームに参画させることができる。 ③ 外部専門家及び外部専門家補佐人を活用する場合、統括責任者は、相談企業及び主要債権者との間に利害関係を有しない外部専門家及び外部専門	2. 再生支援（第二次対応） (略) (3) 個別支援チームの編成 ① 再生支援の開始を決定した場合には、統括責任者は、統括責任者や統括責任者補佐の他、原則として外部専門家から構成される個別支援チームを編成し、再生支援を行う。 なお、個別支援チームに含める外部専門家には、原則として公認会計士又は税理士を含めることとし、債権放棄等の要請を含む再生計画の策定を支援することが見込まれる場合には、弁護士及び公認会計士を含めることとする。 ② 統括責任者は、原則として、統括責任者補佐の出向元が主要債権者となる再生支援を行う場合、統括責任者補佐が相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該統括責任者補佐を個別支援チームの一員として参画させてはならない。ただし、当該統括責任者補佐を参画させないことにより当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、統括責任者は相談企業及び対象債権者等の承諾を得て、当該統括責任者補佐を個別支援チームに参画させることができる。 ③ 外部専門家を活用する場合、統括責任者は、相談企業及び主要債権者との間に利害関係を有しない外部専門家を選定する。

家補佐人を選定する。

④ 統括責任者は、外部専門家と協議の上、再生支援のために補充的に他の専門家の補助を得ることが適当である場合又は専門家の育成に資する場合で再生支援の妨げとならないときには、その他の専門家を外部専門家補佐人として選定し、個別支援チームに参画させることができる。

(略)

(5) 再生計画案の内容

① 再生計画案は、相談企業の自助努力が十分に反映されたものであるとともに、以下の内容を含むものとする。

- ・企業の概況
- ・財務状況（資産・負債・純資産・損益）の推移
- ・実態貸借対照表
- ・経営が困難になった原因
- ・事業再構築計画の具体的内容
- ・今後の事業見通し
- ・財務状況の今後の見通し
- ・資金繰り計画
- ・債務弁済計画（公租公課の滞納がある場合には、公租公課の滞納解消に向けた内容を含む）
- ・金融支援（リスクスケジュール、追加融資、債権放棄等など）を要請する場合はその内容
- ・保証人がいる場合はその資産と負債の状況（債権放棄等を要請する場合）

(新設)

(略)

(5) 再生計画案の内容

① 再生計画案は、相談企業の自助努力が十分に反映されたものであるとともに、以下の内容を含むものとする。

- ・企業の概況
- ・財務状況（資産・負債・純資産・損益）の推移
- ・実態貸借対照表
- ・経営が困難になった原因
- ・事業再構築計画の具体的内容
- ・今後の事業見通し
- ・財務状況の今後の見通し
- ・資金繰り計画
- ・債務弁済計画
- ・金融支援（リスクスケジュール、追加融資、債権放棄等など）を要請する場合はその内容
- ・保証人がいる場合はその資産と負債の状況（債権放棄等を要請する場合）

(略)

4. 再生支援が完了した案件のフォローアップ

(1) 計画遂行状況等のモニタリング

- ① 支援業務部門は、主要債権者と連携の上、必要に応じて、外部専門家及び外部専門家補佐人の協力を得て、再生支援が完了した後の相談企業の計画達成状況等について、モニタリングを行う。
- ② 支援業務部門は、相談企業の計画達成状況等について適時・適切なモニタリングの時期を定めるものとする。
- ③ モニタリングの期間は、企業の状況や再生計画の内容等を勘案した上で、再生計画が成立してから概ね3事業年度（再生計画成立年度を含む。）を目途として、決算期を考慮しつつ、必要な期間を定めるものとする。
- ④ 支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、相談企業に対し、必要に応じ外部専門家及び外部専門家補佐人の協力を得て、再生計画の達成に向けた助言を行う。ただし、支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、事業の再生が極めて困難であると判断した場合であっても、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、再チャレンジ支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

(略)

4. 再生支援が完了した案件のフォローアップ

(1) 計画遂行状況等のモニタリング

- ① 支援業務部門は、主要債権者と連携の上、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、再生支援が完了した後の相談企業の計画達成状況等について、モニタリングを行う。
- ② 支援業務部門は、相談企業の計画達成状況等について適時・適切なモニタリングの時期を定めるものとする。
- ③ モニタリングの期間は、企業の状況や再生計画の内容等を勘案した上で、再生計画が成立してから概ね3事業年度（再生計画成立年度を含む。）を目途として、決算期を考慮しつつ、必要な期間を定めるものとする。
- ④ 支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、相談企業に対し、必要に応じ外部専門家の協力を得て、再生計画の達成に向けた助言を行う。ただし、支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、事業の再生が極めて困難であると判断した場合であっても、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、再チャレンジ支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。